平成２１年（フ）第８２４号
神奈川県平塚市虹ケ浜21番３―106号　市営虹ケ浜住宅
債務者　多胡きみ江
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３０号
神奈川県秦野市菩提1809番地の３
債務者　網屋　伸一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３４号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子869番地10
債務者　志村　方成
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３８号
神奈川県中郡大磯町東小磯652番地
債務者　山岡　義秀
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４２号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本326番地
債務者　安野　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５６号
新潟市東区白銀２丁目４番地16、前住所福井県大野市新庄第８号７番地６
債務者　永川雄錫こと　李　　雄錫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６０号
新潟市西区小新２丁目18番13号
債務者　阿部千鶴子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６３号
新潟市中央区川端町５丁目27番地１　リバーシティ日東Ⅲ404号
債務者　本間　忠男
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７７号
新潟県燕市吉田西太田1752番地の６
債務者　森井智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３号
京都府福知山市昭和新町95番地　グランドハイツ昭和102号
債務者　田渕　　実
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
堺市西区堀上緑町３丁５番86―302号
債務者　森　　健二
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
堺市西区堀上緑町３丁５番86―302号
債務者　森　登志子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２４９号
堺市堺区三国ヶ丘御幸通61　清友軌道工業株式会社内、住民票上の住所堺市中区土師町３丁28番16号
債務者　直理　進吾
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６０８号
大阪府松原市田井城４丁目８番６―202号、前住所大阪府松原市田井城２丁目２番２―109号
債務者　西浦　良子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６１８号
堺市堺区南三国ケ丘町１丁１番26号、前住所大阪市浪速区稲荷２丁目７番30―701号
債務者　瀬戸美也子（旧姓河岸）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６５号
堺市西区平岡町185番地12　ノバカネイチ津久野台5016号
債務者　柴田　勝典
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９４号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅２棟109号
債務者　竹本　節子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
大分県中津市大字是則233番地
債務者　前川　周治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係